

平成25年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

- 1 日 時 平成25年5月16日（木）14時00分から15時40分まで
- 2 場 所 議会棟第3委員会室
- 3 出席者 (1) 福祉有償運営協議会委員
加藤委員、木戸委員、佐久間委員、櫛田委員、田川委員、
龍崎運輸企画専門官（池田委員の代理）、白井委員（会長）
(2) 事務局
高齢福祉課：鳩川課長、湯浅主査、野中主任主事
介護保険課：三戸主任主事
交通政策課：水上主任技師
- 4 議 題 (1) 新規登録申請について
(2) 更新登録申請について
(3) 運送の対価の変更について
(4) 千葉市福祉有償運送登録要件について

5 議事内容

(事務局)

委員の皆様、大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから、千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます高齢福祉課の野中と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日もご出席の委員数は、委員様総数7名ですが、そのうちご出席6名様となっております。木戸委員さんにつきましては、連絡がつかないところではありますが、過半数が出席されているため、千葉市福祉有償運送運営協議会設置条例第5条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の議題は「新規登録」「更新登録」「運送の対価の変更」及び「千葉市福祉有償運送登録要件について」を予定しておりますが、その中で「申請事業者の協議」については非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと思います。

それでは始めに、鳩川高齢福祉課長よりご挨拶を申し上げます。

(鳩川課長)

高齢福祉課課長の鳩川でございます。今年4月1日にこの課に配属になったわけですが、以前は特別養護老人ホームの整備等について携わっておりました。今後よろしくお願いたします。

(事務局)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

今、木戸委員様にご到着されましたので、本日の総会につきましては総勢7名全員ご出席ということで成立ということにさせていただきます。

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

すでに委員の皆様を平成25年4月15日付で委嘱をさせていただいております。

なお、大変恐縮ですが、机上に委嘱状を配付させていただいておりますので、ご確認ください。

また、委嘱期間は年度単位としたいことから、平成28年3月末日までの任期とさせていただいております。

それでは、委員をご紹介させていただきます。

千葉県交通運輸労働組合執行委員長 櫛田 勇委員様です。

千葉構内タクシー株式会社代表取締役 加藤 末昭委員です。

福祉有償運送の旅客の代表 木戸 順子委員です。

特定非営利活動法人ひだまり専務理事 田川 正浩委員です。

千葉市手をつなぐ育成会副会長 佐久間 光正委員です。

国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官池田 和弘委員の代理として龍崎オブザーバーです。

千葉市保健福祉局高齢障害部長 白井 和夫委員です。

なお、今回が委員改選後の初めての開催となりますので、会長を選出していただく必要がございます。会長が決まるまでの間、事務局で仮の議長をたてまして、会長の選出を行いたいと思います。仮議長は、鳩川高齢福祉課長が務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

(鳩川課長)

それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を努めさせていただきます。自席で進めさせていただきます。

千葉市福祉有償運送運営協議会設置条例第4条第2項の規定により、互選により会長を定めることとなっておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(加藤委員)

事務局の方で指名願います。

(田川委員)

事務局のほうでお願いします。

(事務局)

はい、本運営協議会は、道路運送法施行規則第51条の7の規定により、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために、市町村長が主宰する協議会であることとされていることから、市の代表である白井委員が会長を務めることをご了解が得られればと考えますがいかがでしょうか。

(委員)

お願いします。

(鳩川課長)

ありがとうございます。

事務局の提案にご賛同いただきましたので、白井委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、会長は席の移動をお願いします。

それでは、白井会長より、ご挨拶をお願いします。

(白井会長)

ただいま、委員の皆様方のご推挙によりまして、会長の指名をいただきました白井でございます。

よろしくお願いいたします。

千葉市の福祉有償運送というのは、16の事業者が対象になっておりまして、1,000人を超える利用者がいるという状況でございます。

こういう方たちが、タクシーを含めた公共交通機関を使えない移動困難者であります。こうした方たちのためのサービスの必要性は皆様も重々認識しておられると思いますので、こうしたサービスが効果的に、また適正に行われているかチェックしていくこともこの協議会の役割であると考えております。

ぜひとも慎重に審議をしていただきまして、よりの確で適正な福祉有償運送の今後の推進につとめていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

(鳩川課長)

ありがとうございました。

今後は、白井会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

(白井会長)

それでは早速ですが、議事の進行を務めさせていただきます。

最初に、次第の4「福祉有償運送の概要」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

高齢福祉課湯浅と申します。よろしくお願いいたします。私の方から説明させていただきます。

まず、お配りしている資料の1-1、千葉市における福祉有償運送の概要について、でございます。

1から順を追ってご説明させていただきますが、1枚めくった資料1-2とあわせてご覧ください。福祉有償運送について、皆様もうすでにご承知かと思っておりますが、今回新たに委員さんとなられた方もいらっしゃると思いますので、復習の意味も込めましてご説明させていただきます。

まず1点目、「福祉有償運送とは」ですが、タクシー等の公共交通機関によって要介護者、身体障害者などに対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人などが、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドアトゥドアの個別輸送サービスのことでございます。

2番の千葉市の福祉有償運送の登録法人ですが、福祉有償運送を行うには、この協議会の合意を得たうえで、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局に登録申請が必要となります。平成25年1月17日現在で、この協議会で協議が調って運輸支局長の登録を受けた法人は16法人でございます。

資料1-3に千葉市福祉有償運送登録事業者一覧というものをお付けしてございますが、こちらの法人名、16法人が福祉有償運送の登録を今現在しているということになります。

6番の社会福祉法人晴山会さんと、14番の社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会さんが、それぞれ2事業所ございまして、事業所は2か所多い18事業所となっております。

次に、3番目の福祉有償運送運営協議会の役割でございますが、千葉運輸支局へ登録するにあたりまして、この運営協議会の同意が必要だということでございます。福祉有償運送の実施を希望する法人については、必要性や運送の対価、利用者の安全と利便の確保の方策等の協議を、また、登録法人に対して必要な指導助言を行うといったことが、この運営協議会の役割になってきます。

続きまして、4番の千葉市の福祉有償運送の利用対象者でございます。

輸送しようとする旅客の範囲は、次の者のうち他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人とする、と。

そこに4つほど挙げておりますが、介護保険法にいう要介護者及び要支援者、身体障害者福祉法にいう身体障害者、その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独で移動が困難、かつ単独では公共交通機関を利用することが困難な者ということであります。

本市におきましては平成25年1月17日現在で、1,081人の登録がございます。

概要については、説明は以上でございます。

(白井会長)

ただ今の説明に対しまして、ご質問等ございますか。

無いようでございますので、次に、議題に移ります。

本日の議題は「新規登録申請1件、更新登録申請1件、運送の対価の変更1件及び千葉市福祉有償運送登録要件について」についてです。

事務局より、事業者へのヒヤリングについて説明をお願いします。

(事務局)

本日の議題(1)新規登録についてと(2)の更新登録について、また(3)の運送の対価の変更について、続けてヒヤリングをさせていただきます。

委員の皆様には、事前に資料2-2 事業者申請概要をお配りして、申請事業者及び申請内容等について既にご覧頂いているところでございますが、ご意見や疑問点等おありかと存じます。

今から各申請事業者に申請内容等について説明をしていただきますので、質問等ございましたらお願いします。

なお、3事業者全てのヒヤリングが終了した後は、各申請に対する承認について、1事業者ごとにお諮りしたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(白井会長)

それでは、お手元の資料2-1の順番にヒヤリングを実施します。

申請事業者特定非営利活動法人ともに生きる麦さんをお願いします。

(特定非営利活動法人ともに生きる麦)

このたび新規の登録をさせていただきます。NPO法人ともに生きる麦星島と申します。私どもの法人では、サポートセンター麦というのを美浜区高洲のほうで運営しております。

私が管理者とサービス提供責任者をしております。

その事業所の利用者のうち運送の対象の身体障害3人と書かれており、常時車いすを使用した重度の障害者になりますが、その3名について主に移送目的の買い物、公共機関の役所の用務、帰宅支援、通院等をおこなっております。

買い物、通院、役所の用務が2名の方について週1回程度。

帰宅支援、実家への帰宅支援になるのですが3名の方のうち2名の方については、年2、3回。1名の方については、実家が誰も住んでいない状態ですので、維持管理の必要ということでほぼ毎週帰省されています。

これまでそういう方たちを法人の所有する車等で送迎をしていたわけですが、それが無償であったため、ガソリン代等の経費がかさむ状況で、小さな法人で経営状況等も楽でないということもありまして、ガソリン程度の実費程度は利用者さんからいただければということで今回登録を申請させていただくことにしました。

移送区域は千葉市ということになりますけれども、この3名の方の実家への帰省について千葉市を発着としますが、芝山町、成東町、茂原市。そういったところまでの送迎になりますので、ある程度の距離がかかると考えています。

使用車両はリフト付きワゴンが1台、軽のワゴン車が1台の合計2台になります。

軽のワゴン車をなぜ使用になるのかというのは、3名のうち1名が体にふらつきがありまして、車いすに乗ったまま乗車しますと危険な状況になるということで、座席のほうに座ってもらう形で対応しております。

付添介助人がいる場合は、後部座席に座ってもらいながら対応していれば安全ですが、ヘルパー自らが運転する場合もありまして、その際には助手席に乗ってもらったほうが安全だということがあります。

その場合助手席の低い車高の低い車、後ろに車いすを乗せられることで、軽のワゴン車を今回申請させていただくことになります。

運転手のほうは私を含めて現在2名。

いずれも一種免許で福祉有償運送運転者研修、セダン等運転者講習を受講済みです。

利用料金は、走行距離のみで算出することにしており、1キロ50円としております。

算出の根拠はガソリン代が1リットル150円としてリッター10キロ走るとして、1キロ15円。

人件費を当法人の資格が無い人の時給単価が1,000円ですので1時間に30キロぐらい走行するとしてそれを割り振りまして1キロあたり人件費が35円という形で合わせて50円という形で算出しています。

今後の対象者につきましては、積極的に増やしていくということは考えてはなく、現在送迎を実施している3名の方に対応できればと考えています。

(白井会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明ございましたけれども、ご質問とかございますでしょうか。

新規の登録申請ということでございますけど。対象者も今のところ3人というなかで行う事業ですが。

(田川委員)

事業を開始された目的というのは、3名の方のためのという、事業の継続性ということは、その3人

の支援が終わると事業も終わるのですか。

(特定非営利活動法人ともに生きる麦)

3名は生涯利用すると思うので、事業としては継続していけると思います。

例えば、他の方からのニーズがあれば考えていきたい。

ただ車の台数と人の問題があるので今の現状では維持していくのが精いっぱいです。

(加藤委員)

実家に帰るのを主にしているが、普段はどうですか。

(特定非営利活動法人ともに生きる麦)

普段は在宅で単身で生活していて、ヘルパー等を利用しながら普段は生活されています。

(加藤委員)

普段の通行料金は。

(特定非営利活動法人ともに生きる麦)

その方の依頼を受けているのが、週1回の実家への帰省です。

そこに対してということなので、日常生活については別の事業者が対応しています。

(加藤委員)

そうすると、芝山とか遠い所に行く場合、通行料金はどうしていますか。

(特定非営利活動法人ともに生きる麦)

通行料金はここに書いていませんが、実費でいただくという形です。

(白井会長)

他には。

特によろしいですか。

(各委員)

はい。

(白井会長)

では、ともに生きる麦さんどうもありがとうございました。

つづきまして、次の申請事業者の方お願いいたします。

2番目の方は更新登録申請で特定非営利活動法人 poco a poco さん。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

特定非営利活動法人 poco a poco の代表の竹花です。よろしくおねがいします。

NPO法人 poco a poco では障害者自立支援法に基づいて、居宅介護サービスとお子様のお預かりのデイサービス、移動支援等を行っております。

そのほかに相談事業として、無償で色々な方の相談を行っています。

そのなかでお子様と利用者が車での送迎をご希望されている方が多いので平成20年に福祉有償運送の手続きをとり、行っています。

今現状は、単発で契約されている方が対象として利用されています。

主な利用目的としては、短期入所者が自宅へ帰るとか、学校に通う目的で交通機関を使うことが不可能、一人で学校等行くことが不可能という方の為のことが多いです。

そういう利用者の中でほかの事業者さんに相談が来て、その相談窓口の方から相談が多く取り寄せてきます。

利用者の契約は知的障害者が89名。

そのうち重複で身体障害者が33名。

身体障害者の方が35名で、トータルでは重複されている方がいらっしゃるの人数的には124名いらっしゃいます。

利用されるのは月に2、3人程度となっております。

毎年1～2人、新規で申し込んで相談される方がいます。

でも、うちのほうでも今、福祉有償を行える職員が2人しかいないので、その2人で回っている以上限界があるので、数名だけを、申し込んでいる限りを行っている状態です。

今後も皆さんのご希望が多いので行っていきたく更新登録を行いました。

以上です。

(白井会長)

はい。

ありがとうございます。委員の皆さんいかがですか。

更新登録申請ということでございまして。

継続でございますけれども。

(田川委員)

利用者がたくさんいるけれど、福祉有償運送の利用回数は少ないですね。

利用されている方が2、3人。

実際に利用されている方は限られていますか。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

はい、本当に必要な方が連絡してきます。

(田川委員)

124名のうち、それだけ利用者さんがいらっしゃって、福祉有償運送の実績こんなに少ないんですね。

外出支援をするときは公共交通機関を使って。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

はい。

(田川委員)

身体と知的の重複の方がいらっしゃる割には、皆さん公共交通機関を使って。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

はい。

一人で学校とかだと移動支援とか使えないので、規定の範囲外だと車を希望されて。

(白井会長)

よろしいですか。

他に特に。

よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(白井会長)

ありがとうございました。

続けてですね、今度は3つめの事業者さんですけれども、利用料金の変更ということでございます。

特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイさんよろしく申し上げます。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

たすけあいサポートアイアイの岩橋と申します。

福祉有償運送担当の松崎と一緒に出席させていただきました。

よろしくお願ひいたします。

アイアイのほうでは料金改定について申請をさせていただきました。

アイアイは千葉市美浜区で2008年6人の女性が集まって始めた市民事業です。

当時は介護保険だけでは生活できないという声があり、また美浜区は団地が多く階段が非常にネックになっており、階段を自力で昇降できない為に通院、通所が困難だという方たちがいることがわかり、2008年介護保険外の生活支援と階段昇降サポートの2つの事業でスタートしました。

階段昇降サポートで下まで降りても、そのあと自力でタクシーを呼んだり公共交通機関を利用するのは難しいので、このままアイアイさんの車で連れて行ってほしいという声をきっかけに、NPOを取得し、メンバーが運転者講習を受けて、2011年の3月から福祉有償運送を開始しました。

アイアイは施設運営を行っておりませんので介護保険法や障害者自立支援法に位置づけられた事業は行っておりません。

そのためアイアイの運営費は利用者さんの利用料によっております。

活動を始めて6年目となりますが福祉有償運送は3年目となります。

昨年の実績は家事などの生活支援が年間580回、階段昇降は210回、福祉有償運送が585回、

福祉有償運送に登録されている利用者は69名となっております。

階段昇降事業については美浜区役所の「魅力ある美浜区づくり活動支援事業」に認定いただいたり、千葉市の「コミュニティビジネス奨励賞」もいただいております。

福祉有償運送で福祉施設を営んでいる法人が施設に頼る方を送迎する場合は、施設利用者に限るといようなことだと思いますが、相対的に料金は安く設定されていると思います。

一方私たちのような事業者で全く税金や制度からの補助がありません。

公共交通機関を利用できない方々の依頼について限定せず可能な限り引き受けをしてきました。

アイアイの特徴としては目的地へ運び、また迎えに行くことが多く、1年間の運送距離を計算してみると全体の走行距離を3とすると実車は1で空車が2という割合になっています。

その待っている間に別の仕事を受けることも難しいです。

一人の方の依頼にかかる時間も長いというのも特徴になります。

十分にお支払いはできていませんが、有償ボランティアを理解してくれるリタイア後の時間を提供してくれている方がほとんどです。

事務局への人件費はわずかで経過してきました。

しかし、最初の料金体系で丸2年が経過して、これまでの利用料金体系では経費が生み出せず運営が厳しいということがはっきりしてきました。

今年度の福祉有償運送部門では約14万円の経費不足となっております。また、事業の継続を考えると、主要な運転者が70歳に近付きつつあり、新しい運転者に参加してもらうための環境を整えたいこともあり、現在の賃金では新規参加者の加入はなかなか望めません。

今後車いす車の需要が高まると予想され、車の更新、増車を考えると今の料金体系では厳しいと思っています。

利用者のニーズにこたえていく為に料金改定をお願いしたいと思っています。

改訂の内容ですが、タクシー料金のおおむね1/2以下となるように作成しました。

これまでは乗車1キロあたり100円の乗車料金を150円にしました。

2キロまで400円を350円に値下げしました。

迎車料金は1月の協議会の時に2キロまでは無しという指導があり、その通りにし変更はありません。

運送以外の対価としては、待機料金を10分100円としていましたが、15分200円としました。

30分は300円が400円になります。

待機は利用者を病院等に送って帰るまで待って欲しいと依頼された場合、発生するものです。

ほとんどが1時間程度の依頼ですが長く時間に及ぶこともあります。

全体の運送の中で、待機が生じる割合ですが去年の4月から11月の339件を調査しましたが約3割弱、29%待機が30分、1時間など発生しております。

それから、介助料金200円も新設したいと思います。

家族などが介助できない場合、乗降のとき介助が必要な際、200円を頂きたいと思います。

階段昇降機を利用している方の運送をしている場合は階段昇降機料金を別に頂いているので頂きません。

それから、時間外料金の新設を頂きたいと思います。

他の事業所などの金額を参考に金額を設定しました。30分300円と考えております。

時間外の依頼として早朝7時に迎えに来てほしいということ想定しています。

件数はさほど多くなく、年間でこれまで数回程度ですが、運転者の負担が大きいと考えております。

今回は一緒にお配りしています江戸川区のハンディキャブの料金表を参考にさせていただきました。
ハンディキャブは長い歴史を持つ福祉有償運送団体で提出した様な料金体系となっております。
江戸川区の社会福祉協議会の中に事務所の無償提供を受けて、事務局の人件費の半額も助成されるなど行政からの厚い支援を受けておりますが、その料金で運営しなければやっていけないと話していました。開業当初から福祉タクシーを扱うことができています。

料金改定の背景などに触れてまいりました。
ご協議、よろしく願いいたします。

(白井会長)

はい、ありがとうございます。
ただいまご説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。

(加藤委員)

介助料金、1回あたり200円頂くのはどういう範囲なのかということと、通常の私どものやっている市の福祉タクシーはかなり重度のお客様でも抱えたり、おんぶして乗せているけれど、一切もらっていない。

市のほうや、利用者の考えはどうなっていますか。

(白井会長)

市のほうというのは障害者の福祉タクシーの助成の件ですか。

(加藤委員)

考えていただく問題というのは、運輸支局のほうも問題無いでしょうか。

(龍崎運輸企画専門官)

その他の料金の範囲内です。

(加藤委員)

市のほうでの考えというのはいかがですか。

(事務局)

市のほうでは明確に定めていないというのが実状です。
ですから、できましたらこの場で皆さんでご協議頂いて、ご意見頂ければと思うのですが。

(白井委員)

事業者さんの方はこの乗降介助範囲をどのくらいの範囲を指して言っていますか。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

先ほどもあった重篤な場合も含むと思います。
家族がいなくて玄関から乗るまで介助しなければならない、そういう方については頂くことになりま

す。

(白井会長)

ほとんど通院が多いとお話していましたが、病院ですと玄関先まで車を置いたとして、そこから病院の受付まで介助というのもやられているんですか。

(特定非営利活動法人 たすけあいサポートアイアイ)

家族の方が一緒に乗っていかれることが多いので、家族の方と介助というのは無料でやっています。例えば一人暮らしで乗ることも、移動中も、着いてからも介護が必要な場合にこれまでは頂いていませんでしたが、200円頂くということで。

(白井会長)

病院等は院内に入れば、病院のスタッフがまかなう形になっていますが、車から受付まで独居の方とか一人で歩行できない方とかは介助しながら送り届けてあげるということで、そういう場合には200円介助料金を頂くということですか。

(特定非営利活動法人 たすけあいサポートアイアイ)

そういう申請でございます。

(事務局)

事務局から補足をさせていただきます。

国の場合のガイドラインですと、運送の対価、それ以外のものとして待機の料金とか先ほど言った介助料ですとか、その他の料金という区分で区分されております。

ですから全くこれを取れないという考えはないのですが、千葉市では金額の云々というのは明確には示していません。

(木戸委員)

介助料金というのは一回の介助料金、例えば家から病院まで、そこで介助料金が発生しますよね。帰りも介助料金発生しますよね。

(特定非営利活動法人 たすけあいサポートアイアイ)

そのことなんです、片道だけというのも入院等ありますので、行きと帰りが1日のうち発生する場合は含めて200円。

(木戸委員)

1日200円。

(特定非営利活動法人 たすけあいサポートアイアイ)

はい。

(加藤委員)

龍崎さん、タクシー料金の介助料とか待機とかメーター外の問題だから、それはいくら設定してもいいというのが国の考えですか。

(龍崎運輸企画専門官)

いや、あくまでも実費の範囲内という言い方なんですよ。

ケースバイケースでいろんな団体さんがいて、どれくらいの人数を介助するのかとか、それに対してどれだけの人件費がかかるかとかなので、国のほうで一概にいくらとは示せない状況です。

福祉有償運送を行うにあたって、付随する料金ですから、それはしっかり協議会の中で協議が必要ですねとそれは国のほうでは実費の範囲内であれば結構ですという。

(白井会長)

他にはなにか。

(龍崎運輸企画専門官)

私はわからないんですが、逆に利用者の方からみた時、料金は高いですか。

(白井会長)

介助料金の部分ですか。

(龍崎運輸企画専門官)

そうですね。

(木戸委員)

事業者によって介助料金というのが、独自に設定できるのでこの料金に関しては高いとは言えないですけれども。

(龍崎運輸企画専門官)

べらぼうに高いというわけではない。

(木戸委員)

わけじゃないです。

(龍崎運輸企画専門官)

一般的といえば一般的な。

(木戸委員)

安い範囲だと思います。

(龍崎運輸企画専門官)

はい。
わかりました。

(佐久間委員)

質問なのですが、16団体今までに登録されているわけですが、介助ってということについては、今回初めてなんですか。介助料金というのは。

(事務局)

他に1団体あります。

(佐久間委員)

認められているところもあるんですか。

(事務局)

認められているところが1団体あります。

(佐久間委員)

このあとの審議の方に話が行くのかもしれませんが、料金ももう設定されているわけですね。その事業者は。

(事務局)

乗降介助料として、1回あたり200円ということです。
あと、添乗介助料ということで30分あたり500円。

(白井会長)

車に同乗してって言うことですね。

初めてっていうケースではないということと、先例となっている事業者さんと少なくとも同額、そこらは1回あたりという表現ですけど、そこがアイアイさんがおっしゃった、1日往復があった場合でも200円でみるというのと、そこがどうかというのは、はっきりとはわかりませんが、料金的にそんなに遜色ないということは分かったと思います。

他には、何かございますか。

(櫛田委員)

この時間外料金ですが、9時以前及び17時以降300円となっていますよね。
これは何か基本があるのですか。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

基本といいますか、先ほどのハンディキャブ等の料金表を参考にさせていただきました。

2割増とかっていうふうにしていきますと、計算が大変複雑になってしまうんじゃないかということ

もありまして、この加算方式の方が運転手などがその場で計算する時にやりやすいんじゃないかということで、いたしました。

(櫛田委員)

30分300円じゃなくても設定できるということですね。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

えっとどういう意味でしょうか。

(櫛田委員)

これは、30分300円でしょ。

たとえば、これは30分500円でも設定できるということですね。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

いや、30分300円・・・

(櫛田委員)

いや、今回は、こうなんでわかりましたけれども、これは自由に金額を変えることができるということですか。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

お認め頂ければ。

(白井会長)

そこも、実費の範囲内で適正な価格とかっていう、まあ不明瞭というか、ぴったりこの額というのはないでしょうけれども。

(櫛田委員)

実費のところがよくわからないですけどもね。

なにも決めがないと実費が幾らかってわからないじゃないですか。

(白井会長)

福祉有償運送、特にNPOさんだと、参加されている方が、主婦の方とかで、朝の家庭の忙しい時間帯に出てきてとか、いろいろな問題があるわけでしょうか。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

そういうことでもないと思います。

主婦の方だけというわけではないですし、ただやはり、早朝7時から迎えに行く場合というのは、その前から家を出て事務所にきて、車を出してっていうような作業がありますし、それを日中の料金と同じでいいのかっていうこともございます。

そういった意見をまとめて、このような形にさせていただきました。

(田川委員)

時間外料金というのは、運送に関わっている時間だけではなくて、待機している時間とかすべてその方にかかわる時間にかかってくるのですか。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

いえ、そうではないです。

乗車料金・・・

(田川委員)

運送状態でののですか。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

そうです。

(木戸委員)

この30分300円の料金体系だと、時間が増えた場合もタクシー料金の概ね半分というそれは変わらないわけですか。

(龍崎運輸企画専門官)

そこは、別です。

あくまでも、運送の料金はこれはタクシーの半分で、運送以外の対価については実費の範囲内で別途定めなければいけない。

(木戸委員)

じゃあこれはまた、別料金になりますね。

(龍崎運輸企画専門官)

そうですね。

ですので、基本のこの2キロ350円、以降1キロ150円というのが運送の対価ですから、これが当然タクシーの2分の1じゃないとだめですと。

(木戸委員)

じゃあこれはまた別ですね。

時間外料金として。

(龍崎運輸企画専門官)

それはもう別ですね。

(木戸委員)

わかりました。
ありがとうございます。

(白井会長)

他には、よろしいですか。

(加藤委員)

ちょっとすみません。
逆発想で、今度料金新たに設けられますよね。
今現在のられている方は、現状の料金で満足されているわけですよね。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

利用者さんはですね。

(加藤委員)

今度新しく料金設定をされて、いろいろ介助料だとか増えてきますけど、そこら辺については、ご利用される皆さんについては、喜ばれるというふうにお思いですか。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

一応、申し込みとか、予約とか依頼がある時に料金の内容とかをご説明いたしますので、やっぱり介助料とかは私は払いたくないので家族にしてもらいますからいいですとかっていう方もいらっしゃいますし、無理やり一様にとるというようなことではありませんので。

(加藤委員)

お客さまに聞いて、それがいないからという方については結構ですよ。

(特定非営利活動法人たすけあいサポートアイアイ)

はいそうです。

(加藤委員)

わかりました。

(白井会長)

よろしいでしょうか。
よろしければ、すみません、ありがとうございました。
では、この後はですね、委員間で申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、非公開となりますので、恐れ入りますが事業者の皆さんはいったん退出を願います。

【特定非営利活動法人ともに生きる麦、特定非営利活動法人 poco a poco、特定非営利活動法人たけあ

いサポートアイアイ、傍聴者退出】

【これより非公開】

(白井会長)

事務局よろしいですか。

それでは、申請等についての協議に移りますけれども、承認かどうかをお諮りする前にですね、意見交換をしておきたいと思います。

今まで3つほど事業者さんからお聞きになりましたけれども、特に問題点とか、ご意見とか、何かございますでしょうか。

(加藤委員)

最後のところ、私ちょっとその他の中で質問したんですけど、介助料金だとか、迎車の問題だとか、待機料の問題だとか、そういうのは料金をご利用される方に説明をして、いらぬものについては、カットするというのをぜひとも守っていただきたいなというのがあります。

(白井会長)

きちんと利用する側に説明をしてということですね。

で、納得のいったものについてだけそういうサービス料をとるということですかね。

(加藤委員)

はい。

お願いします。

(白井会長)

先ほどお聞きした委員さんの方から、時間外300円というののある程度の目安みたいのを決めておかなきゃどうかという意見もありましたけれども、そういう部分というのはどうなんでしょうかね。

対価以外の部分ですけど。

事務局の方では、他の事業者さんでこういうふうな時間設定の単価を取られている所っていくつか把握していますか。

(事務局)

時間外、休日については通常料金の20%加算するというふうにしている所があります。

(白井会長)

通常料金の20%。

(事務局)

はい。

(事務局)

で、こちらの法人さんがやはり介助料を取っているというそういう現状がございます。

(白井会長)

実費の範囲内という表現ですけど、なかなか分かりにくいですね。

賃金が幾ら報酬が高ければ当然その範囲が膨らんでしまうところがあって、もともとその福祉有償運送という性格からして、ある程度の額という目安を出せるわけではないのかもしれないけれども、何らかの今後そういう面の料金改定というのが出てくる可能性があるので、検討が必要なんだとおもいますけれどもね。

(田川委員)

私どものNPOなんかは、メインの社会福祉サービスがあるわけですよ。

そういうところに関しては、そういう人たちへの便宜を図って福祉有償運送をやっているわけで、その場合の限りにおいては割と低い設定ができるんですよ。

他の大きな収入があるから。

で、今の3つ目の所なんかは、そういう他の柱となる事業をやっておられるわけじゃないわけで、このサービスでもって、ある程度皆さんの運営をやっていかなきゃいけないというところが悩みでしょうね。

だからと言って、自分たちがサービスしなければ困るんだから、これだけ貰うよってっていうこと高飛車でこられても困るし、だからそこはやっぱり加藤委員が言われたように利用されている方の十分納得をもらった上で、決めていってもらいたいという形しかないんでしょうね。

まあ、やっぱり体の乗降とか困っていらっしゃる方たくさんあるんでしょうから、彼らのサービスが地域が受ける福祉にとって価値があるとすれば、そういう点を考慮して慎重にやってほしいということですかね。

(木戸委員)

実費の範囲内とおっしゃると、やっぱり今は時間外料金が30分300円も、これから400円とか500円とかって更新申請してくる方もあるわけで、そういう場合ある程度線引きをしておくことも必要かなと思うんですけど。

(白井会長)

木戸委員は特に利用者サイドとして、そういう意見をお持ちでしょうけど。

(木戸委員)

そうですね。

必要だからやっぱり利用すると思うんですけども、高くなるとやっぱり心理的な負担、経済的な負担もあるので、ある程度上限を決めておくということも大事なかなと思います。

(白井会長)

運輸支局さんの方は、まあ運送の対価ではないんですがそういうようなお話はどうでしょうかね。

(龍崎運輸企画専門官)

実費の範囲内であれば。

まあ、あとは定期的に収支状況を確認していくんだとか、あとはもう少し算出根拠を出してもらったりとか、これしか判断はできないというところだとは思っています。

これが、毎回毎回上がっていきますよっていうところにおいては、やはり収支状況を確認させていただく、で、何にお金がかかっているんだとか、そういったところにおいてアドバイスを差し上げてもいいのかなど。

(田川委員)

今は、収支状況の報告は義務付けられてはいないんですよね。

(白井会長)

3つめの事業所さんは、昨年度マイナス14万というような話は出てましたけれども、やはり今後そういう視点で見ていく必要性もあるんでしょうね。

ここについては、事務局含めて次回まで検討するようなことではないかと思っておりますけどいかがでしょうか。

(各委員)

はい。

(白井会長)

では、ほかに特に意見調整をしていくことってありますでしょうか。

(龍崎運輸企画専門官)

すみません、とりあえず認めるということでしょうか。

(白井会長)

いや、これからちょっと話はしますけれども。

他に、事前でこれはこうですよって、委員さん方がみんな同じようなふうに意見があれば。

無ければ、これから1事業者ごとに承認を諮っていきたいと思います。

では、申請事業者の一番最初でございますけれども、NPO法人ともに生きる麦さんですけど、承認の方は挙手を願います。

(各委員)

挙手 (全員挙手)

(白井会長)

全員賛成ということでございますので、承認ということになります。

続きまして、2つめの更新申請でございますけれども、こちらもNPO法人の poco a poco さん。

こちらについて、承認の方は挙手をお願いします。

(各委員)

挙手（全員挙手）

(白井会長)

全員賛成でございます。承認でございます。

そして、3つめですけども、NPO法人のたすけあいサポートアイアイさんについてですけども、こちらについて承認の方は挙手をお願いします。

(加藤委員)

あの、ひとつ、さっき言った・・・

(白井会長)

さきほど、意見ございましたように、条件というかきちんと利用者側に周知を図るということと、利用に際しては、利用確認についてきちんと承諾を得た上で利用するということが前提ですけども、いかがでしょうか、承認の方は挙手をお願いいたします。

(加藤委員)

はい。

(各委員)

挙手（6委員挙手）

(佐々木委員)

ちょっとよろしいですか。

そうしますと、このあとですね、更新の時に他の団体さんから同じように例えば介助料金の考えが出された場合は、やはり今日と同じような形でのアプローチになるわけですか。

(白井会長)

ひとつの前例にはなりますけれども、さきほどこの手前で意見交換やったところで、収支状況とかです、そういう視点等も含めて、今後次の協議会までにですね、そういう今後出てくる値上げとかなんかに対応するために、ひとつの指針というか、目安みたいな物とか諮るための手法を事務局の方でも検討するというので、了解を頂いたところでございますので、その中で今後の対応については、そういう方策を練るということです。

(佐々木委員)

そうしたら、私も賛成です。

(白井会長)

では、この料金改定については、全員賛成ということでございますので、どうもありがとうございます。

【ここまで非公開】

(白井会長)

続きまして、議題の4でございますけれども、こちらも前回色々議論というか、出た案件でございますが、千葉県福祉有償運送の登録要件についてでございます。

こちら、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

千葉県福祉有償運送登録要件、いわゆる千葉県ガイドラインの修正について説明させていただきます。お手元の資料3-1でございますが、こちらは現行のガイドラインでございます。

千葉県ガイドラインについては、運営団体から市ガイドラインの運転手70歳制限にご意見をいただいたということと、国土交通省からはローカルルールの見直しを適宜適切行うように通達が発せられていること、また、千葉県においては制定以降6年間見直しが行われていなかったということから、前回の協議会で委員の皆様からご意見を伺い、それを踏まえまして今回資料3-2にございます修正案を作成いたしました。

資料3-3をご覧ください。

現行の市ガイドラインと修正案との新旧対照表となっております。

まず、前回お話したとおり、冒頭に福祉有償運送の定義を新たに載せております。

次に、見出しの「ガイドライン判断基準」ですが、意味が重複しておりますので文言整理を行い、「判断基準」といたしました。

続いて運送主体の欄ですが、文言整理を行っております。

次に運送の対象ですが、手帳や介護認定を受けている方は介護保険法や身体障害者福祉法に定められており、誰が見ても運送の対象であることが判断できるということ、運営協議会に求められているのはその他の区分の方々を対象の範囲に入るのであるかどうかの判断なので、逆にそこに特化して、要支援認定者やその他肢体不自由などの方が新しく会員になる場合は報告が必要なのでは、とのご意見を踏まえ、⑤⑥についてのみ随時届け出が必要であるといたしました。

続いて運送の形態等ですが、①の文言整理を行いました。

また、③については使用車両の届け出に伴い運輸支局で確認が行われていることから、運営協議会での増車の協議は不要とのご意見を受け削除いたしました。

次に使用車両ですが、現行④の法定点検は全ての車両に必要なものですので、冒頭に記載いたしました。

現行の①②はどちらも福祉自動車としてまとめ、①福祉自動車とし、また③のセダン型等の一般車両を②の「セダン等」といたしました。

また、セダン等の使用に関しては利用者を限定しておりましたが、セダンに限らず旅客の移動制約等の状況に応じた車両で運送することとし、冒頭に記載しております。

続いて使用権原の欄は文言整理を行っております。

次に車両の表示ですが、前回の協議会では特段ご意見をいただいていたのですが、単に見えやすく

するだけの理由では合理性に欠けるのではないかというご意見を後日いただき、④の文字と台紙の色について削除いたしました。

また、(2)について文言整理を行っております。

次の運転者につきましては、活発なご意見を頂戴したところでございますが、年齢70で一律切ることに対しての必然性というものはないだろう、ということと、運営団体の管理の体制をある程度しっかりしたものにする、また、自動車事故対策センターの講習というものが実情にそぐわないということを踏まえ、70歳以上の運転者には2年に1回の、また過去3年以内に事故を惹起したものが運転者となる場合には運転者適性診断を義務付けることとしました。

そのほか、管理運営体制の⑨と、その他の②について文言整理を行いました。

説明は以上でございます。

(白井会長)

はい。

どうもありがとうございます。

この件につきましては、前回皆さん方にご協議いただきましたけども、そういう内容を踏まえた上で事務局の方で修正案を提起したものでございますけども、まず全体を見た中で、運輸支局の龍崎さんはこれについて特にこれ問題ありだとかはありますか。

(龍崎運輸企画専門官)

特にはありません。

(白井会長)

こういう表現ではなくて、こう改めたほうがいいのかっていうものとかはありますでしょうか。

(龍崎運輸企画専門官)

特には、前回たぶん私が申し上げたようになっております。

(白井会長)

わかりました。

他の委員の皆様方は・・・

(委員)

特にありません。

(白井会長)

特に無いですか。

前回皆さん方でいろいろ言われた・・・

(加藤委員)

ちょっといいですか。

ちょっと訊きますけど、タクシーもそうだけど、70歳前もそうですけどね、認知症の疑いがある乗務員、私どもは朝の点呼で様子がおかしい乗務員については乗せないとかしていますが、この協議の中での縛りというのは、何かしないでもよろしいのでしょうか。

(龍崎運輸企画専門官)

タクシーなんかも基本的には法律の縛りはしてないじゃないですか。

(加藤委員)

運行管理上やっぱりそういう乗務員を感じたら乗車させないですよ。

(龍崎運輸企画専門官)

それは、管理者さんが毎朝点呼をやって、体調管理を訊いたりして判断するじゃないですか。

それは、そもそも法律の中で同じ仕組みを採用しているんですね。

福祉有償運送においても管理者をまず置きなさい、その方々が点呼をやりなさいというのは、そもそも同じ仕組みが布かれているんですから、法律の中で。

(加藤委員)

私は、そういうものについて、福祉有償運送の場合は必ず管理者の点呼を受けて行く問題というのはかなり緩やかになっているような気がするんだよね。

(龍崎運輸企画専門官)

緩やかというのは。

(加藤委員)

例えば管理者の所へ行って、対面点呼やってそれで出向する。全部が全部そうはやっていないような気がするんですけどね。

(龍崎運輸企画専門官)

やっているか、やっていないかは把握していませんが、やらなきゃいけないよというふうには法律で整備はされているものなんですよ。

(田川委員)

あの、福祉有償運送も大事なハンディキャップを持った方たちを支援しているわけですよ。

その方たちを運送するにあたっての重要性は、事業所の長から皆一番気になる場所なんです。

そこを疎かにするっていうことはないですね。

ある程度事業者を信用していただいて。危ない人には頼まないです。

(加藤委員)

乗務員個人が、自分で私は危険ですよっていう人はあんまりいないと思うんですよ。

(田川委員)

ですから、それはその人の言動とかを見ながら判断するしかないわけでしょう。
それは感じ取って判断するしかないわけですよ。

(加藤委員)

年齢を上げるのは、私は認めますけれども、なんかそこら辺で心配事があるんですよ。
たとえば脳梗塞やったとか、心梗塞やったとか、それで治ったとか医者の方。

(田川委員)

それは、そういう病歴のある方は論外じゃないですかね。

(加藤委員)

いやでも、脳梗塞だとか、心梗塞だとか、治ったよってということで医者の診断書が、まあそういう話を聞いたら医者の診断書見せないと乗せませんけどね、福祉有償の場合でもそこまでできるのかなって思うんですけど。それは問題無いですかね。

(白井会長)

そこは、ここの管理責任者がどこまで・・・

(田川委員)

それは、70歳超そうが超すまいが同じようなことですよ。
65歳の人だってそういう心梗塞とか懸念は皆あるわけですから。

(加藤委員)

私は、新聞なんかでよくそういう記事を見るんで、何か心配するんですけどね。
何か榎田さん何か心配すること無いですか。

(榎田委員)

私も、年齢的なものはちょっとね、車を運転する能力ってのは何歳まで可能なのか分かりませんが、70歳ではたしていいのか、これ70歳以上いいんですよ、今後ね。

(加藤委員)

70歳で切ってたんで、それを上へ上げようっていう。

(白井会長)

70歳までだったんで、それを取り払いたいという。

(榎田委員)

はたして、70歳で車を運転するというのはどうなのか、ましてや福祉有償でしょう、そういう方を乗せるわけですから、危険というものを考えればやはり年齢制限はあってもいいのかもしれないですけど

どね。

(木戸委員)

すべてではないんですけど、年齢が上がっていくにつれて判断能力が落ちるということも伺ってますけど、その人の個人によって年齢が上に行っても全然車の運転に差しさわりが無い方もいらっしゃるでしょうし、だんだん判断能力とかが。

(田川委員)

判断能力が疑われる人に依頼はしません。
事業者は。

(木戸委員)

判断能力というか、運転能力というか。

(田川委員)

それは、事業者だって大事な仕事をしてるんだから、そんな危ない人に頼むことはないです。
そこは、ある程度事業者を信頼していただいているんじゃないですかね。

(木戸委員)

もちろん。
はい。

(白井会長)

そうですね。
管理の中で責任をもって対応をしているわけで。

(田川委員)

ハンディキャップを持っている人をやっているっていう、普通の人よりも気を使わなければいけないってことは重々承知しているわけですから、そんな運転が危ないような方に頼むっていうようなことは絶対ないですよ。

(櫛田委員)

ただ、タクシーもそうですけど、今どんどん高齢化しているわけですよ、運転手が。
で、そういう中でやはり高齢化に対して事故率というのは上がっていますからね。
そういう問題と考えれば、まして福祉有償に関してはある程度の年齢制限が必要だなどは、私は思うんですけどね。

(田川委員)

逆に、やっぱり元気な高齢者に社会参加してもらおうということも、これから大事になってくると思いますよ。

(加藤委員)

いや、大いに結構なんですけどね、元気がないのに本人は大丈夫だしっかりしているよって言うて。

(田川委員)

いや、本人が言ったって周りが認めなければさせませんよ。

(木戸委員)

周りが見抜くんじゃないですか。

管理者の見る目に。

(加藤委員)

まあ、支局が大丈夫って言うんですから大丈夫でしょう。

(龍崎運輸企画専門官)

年齢は、ご存知のとおりタクシー業界も今、本省でそういうようなものを取り入れるかどうかという議論をしているのですが、なかなか導入ができないのが、非常に規制が強いんですよね、個人を排除しますんで。

それが一概に国が決めていいのか、というところがまずあって、これが同じように福祉有償運送も、その団体に登録制度を布いていますんで、個人に対しての登録権限を与えているわけじゃない。

これは法人タクシーの皆様も同じ会社に対して許可を与えています。

そこには、しっかり管理者を置いてその方々が責任をもってやるべきことをやってくださいと、この土台は何ら変わっていないんですよ。

仕組みは、同じなので。

その中でただ年齢というものだけに特化して規制をかけるということが本当に、我々が誰からか何か仕組みがおかしいよと言われた時に、本当に合理的な納得させる理由がありますかといった時に、なかなか厳しいのかなとは思いますが。

(加藤委員)

我々業者も一所懸命やっていますけど、そういう管理をしっかりやっても事故とか、ほら高齢者だから事故が起きたんじゃないか、脳梗塞して、治ったって医者診断書をもらいながらこういう事故が起きたんじゃないかって、すぐそう言われますからね。

(龍崎運輸企画専門官)

それは同じです。

福祉有償運送も前回も申し上げたとおり事故が起これば、我々の監査対象になりますんで、そこはわれわれが特段排除しているわけじゃなくて、何かあれば我々当然登録をしているわけですから、管理がしっかりしているかどうかの確認がいくと、そういう制度になっています。

(加藤委員)

全面的に賛成じゃなくって、そういういろいろ危惧される問題がありますよっていうことを残していただければ。

(白井会長)

団体も、それなりの責任能力を当然持ってますし、NPOでもそういうために法人格を取得してありますし、社福でも同じことで、そういうなかできちんと守られるものは守っていただくという前提での福祉有償運送でありますので。

(加藤委員)

ちょっとよろしいですか。

運輸支局でも押さえているかどうかわかりませんが、千葉県で年齢制限を設けているところは。

(龍崎運輸企画専門官)

他にも何か所かあります。

(加藤委員)

ありますか。

そこも将来的には。

(龍崎運輸企画専門官)

国からは、先ほどご説明があったとおり、ローカルルールについては適時見直しをしてくれという通達を出させてもらっています。

(加藤委員)

まあ、国主導でやるんですから間違いは無いんでしょうから。

はい。

(白井会長)

他には、よろしいでしょうか。はい。

この事務局案で承認ということになります。

ありがとうございました。

それでは、最後の議題ですけれども、その他ですが、事務局は何かごありますでしょうか。

(事務局)

特には。

ご連絡だけなんですけど、お手元にお配りしている資料のうち、協議に係る申請書書類、こちらの方は個人情報でございますので、回収させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

(白井会長)

それと、登録要件を修正されますよね、その出来た物というのは、この16団体を含めてですけども、今後新たにまた申請してくる団体とかがあって、そういう所への周知とか、遺漏が無いようお願いいたします。

それでは、本日・・・

(田川委員)

すみません、このガイドラインの修正のやつは、16団体に書面での案内になりますか。

(白井会長)

これ自体を送るといふ。

(事務局)

新しい要件をお送りするという

(田川委員)

だいたいいつ頃の予定ですかね。

(事務局)

承認を頂いているので。

早急に。

(田川委員)

なるべく早くやっていただけたら。

(加藤委員)

そうすると資料の3-3は抜き出して持って帰ってよろしいですか。

(事務局)

結構です。

そちらは結構です。

(白井会長)

はい。

本日予定していました議題はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

委員の皆様ご協力ありがとうございました。

この後は、事務局の方をお願いいたします。

(事務局)

白井会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上を持ちまして、平成25年度第1回千葉県福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。
誠にありがとうございました。